

修正前

令和2年10月1日  
宮崎県土木整備部技術企画課

令和2年度設計業務等標準積算基準書使用にあたっての留意事項

本県の設計業務等標準積算基準書は、基本的に国土交通省の基準書に準拠しています。下記事項においては、宮崎県独自の取扱い及び運用等を定めていますので、使用にあたっては留意してください。

基準書ページ (該当箇所)	国土交通省	宮崎県
3-1-3	1-4 設計変更の積算 注) 1. . . . . 共通仕様書箋 2416条 . . . . . 注) 2. . . . . 共通仕様書箋 2416条 . . . . .	全て削除 注) 1. . . . . 共通仕様書箋 . . . . . 注) 2. . . . . 共通仕様書箋 . . . . .
4-1-3 5 ① 観測作業時間の算定		
参1-1-1 2-1 設計価格等の取扱い	設計に使用する価格は、原則として、入札時(入札書提出期限日)における . . . . .	設計に使用する価格は、 <u>予算執行時時点</u> における . . . . .
参1-1-1 2-2 端数処理等の方法	(3) 物価資料を用いる単価	全て削除
参1-1-2 (7) 単価表の合計金額	2) 測量業務及び地質調査業務単価数値当り単価の場合、有効数字4桁(5桁目以降切捨て)とする。  業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であつても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	2) 測量業務及び地質調査業務原則として、 <u>端数処理は行わない。</u>  業務価格は、1000円単位とし、1000円未満は切捨てとする。
参1-1-2 (10) 業務価格		

修正後

令和2年10月1日  
宮崎県土木整備部技術企画課

令和2年度設計業務等標準積算基準書使用にあたっての留意事項

本県の設計業務等標準積算基準書は、基本的に国土交通省の基準書に準拠しています。下記事項においては、宮崎県独自の取扱い及び運用等を定めていますので、使用にあたっては留意してください。

基準書ページ (該当箇所)	国土交通省	宮崎県
3-1-3	1-4 設計変更の積算 注) 1. . . . . 共通仕様書箋 2416条 . . . . . 注) 2. . . . . 共通仕様書箋 2416条 . . . . .	全て削除 注) 1. . . . . 共通仕様書箋 . . . . . 注) 2. . . . . 共通仕様書箋 . . . . .
4-1-3 5 ① 観測作業時間の算定		
参1-1-1 2-1 設計価格等の取扱い	設計に使用する価格は、原則として、入札時(入札書提出期限日)における . . . . .	設計に使用する価格は、 <u>予算執行時時点</u> における . . . . .
参1-1-1 2-2 端数処理等の方法	(3) 物価資料を用いる単価	全て削除
参1-1-2 (10) 業務価格	業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であつても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	業務価格は、1000円単位とし、1000円未満は切捨てとする。

※参1-1-1-2  
(7)単価表の合計金額については、**国土交通省に準拠するため上表から削除する。**